

10月1日は「浄化槽の日」です

この日は、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が昭和60年10月1日に施行されたことを記念して制定されました。

浄化槽は、微生物の働きを利用して生活排水を処理し、きれいな水に戻してから川へ放流する装置です。反面、使い方を誤ったり、維持管理を行わないと放流水の水質が悪化したり、悪臭の発生を招くなど地域の住環境を悪化させる原因にもなります。

次の3項目は、浄化槽法により浄化槽設置者の皆さんに義務付けられたものです。浄化槽は生きた微生物が活躍するとてもデリケートな装置ですので、浄化槽設置者の皆さんは適正な維持管理をお願いします。

- ①保守点検を受けましょう ②清掃を行いましょ
③法定検査を受けましょう

■問い合わせ

高知県環境検査センター ☎ 860-2400
上下水道課 ☎ 893-1161

いの町戦没者追悼式

いの町戦没者追悼式を次の日程で行います。ご参列くださいますようお願いいたします。

- ▶日時 10月15日(火)
13:30~(受付13:00~)
▶場所 すこやかセンター伊野
大会議室・中会議室

■問い合わせ

ほけん福祉課
(すこやかセンター伊野)
☎ 088-893-3810
吾北総合支所住民福祉課
☎ 088-867-2300
本川総合支所住民福祉課
☎ 088-869-2114

いの町福祉タクシー・ガソリンチケットについて

本年度分のチケットの交付が始まっています。対象の方で受け取っていない方は申請手続きを行ってください。
※代理の方でも結構です。

▶対象者

町内に住所を有し、次のいずれかに該当する在宅で生活をする方

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けており、
①視覚障害及び下肢障害もしくは体幹障害の障害等級が1級から3級の方
②上肢障害及び内部障害の障害等級が1級の方
※複数障害がある場合は個別の等級で確認します。
(2) 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA1、A2の方
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の方

▶金額と枚数

年間15,000円(1枚500円 計30枚)
年度途中で新たに当制度の対象となった方については、対象となった月に応じて次の枚数を交付します。

- ◇ 4~6月/30枚(15,000円)
◇ 7~9月/24枚(12,000円)

- ◇10~12月/18枚(9,000円)
◇1~3月/12枚(6,000円)

▶交付場所

ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)
各総合支所住民福祉課、町民課、各出張所

▶手続きに必要なもの

該当する障害者手帳、印鑑

▶注意事項

- ・交付を受けられるのは、タクシーチケットかガソリンチケットのどちらか一方です。
- ・ガソリンチケットは、本人名義及び同一生計者名義の家用自動車などを介護者が当該対象者の移動手段として使用する場合も対象となります。
- ・チケットを紛失した場合は、再交付はできませんので無くさないようにしてください。
- ・在宅の方のみ対象です。(施設に入所している、病院に入院しているなどの場合は対象外)

■問い合わせ

ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内) ☎ 088-893-3810
吾北総合支所住民福祉課 ☎ 088-867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎ 088-869-2114

令和元年8月分

いの町上水道水質検査結果(毎月検査)

	基準値	公園町水系	鎌田水系	伊野南	上八川	長沢
一般細菌	100個/mL以下	1未満	1未満	1未満	0	0
大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
塩化物イオン	200mg/L以下	2.2	2.5	4.0	1.6	2.2
有機物	3mg/L以下	0.1未満	0.1	0.1未満	0.3未満	0.3未満
pH	5.8以上8.6以下	7.4	6.9	6.9	7.9	7.2
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
濁度	2度以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.1未満	0.1未満

※検査機関によって結果の表記に違いがありますが、全ての地点で水質基準を満たしています。

※水質検査は法令により「毎日検査3項目」「毎月検査9項目」「3か月検査21項目」「年1回検査51項目」「年1回原水検査39項目」「指標菌検査1項目」を実施しています。すべての検査結果は、町公式ホームページに掲載しています。